

2024年度より、追試験手続きについて履修要覧が変わりました。

(2) 追試験

試験を受験できなかった学生に対しては、追試験を行うことがあります。ただし、欠席の事由は次のいずれかに該当しなければなりません。

事由	証明書
公欠席が認められたもの	公欠席許可通知
公欠席が認められない病気又はけが	医師の診断書又は受診が証明できるもの ^{注)1}
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
公欠席が認められない忌引	会葬礼状
災害など	被災証明書
公欠席が認められない課外活動の公式試合	学生支援課の証明書
その他やむを得ない事由	事由書

注)1 受診が証明できるものは、本人氏名・受診日・受診機関名が記載されているものとする。

追試験を受けようとする学生は、事前又は試験日以後1週間以内（試験当日を含めて7日以内。ただし、土・日・祝日は受付できません。）に本人が「追試験願」に証明書を添付して教務課に提出してください。

なお、感染症による出席停止のため「追試験願」を期限内に提出できない場合は、試験日以後1週間以内に教務課へ連絡した上で所定の手続きをとってください。

(3) 研究報告及びレポート

授業では、あるテーマについての研究報告やレポートが課せられることがあります。授業科目名、日時、実施方法、留意事項などが担当教員から通知されますので、それに従ってください。

研究報告を行う日やレポートの提出日に欠席した場合は、試験の欠席に準じます。

レポートなどに関する心得

- ① レポートなどの提出期限・場所は、各自が掲示などで確認すること。
- ② レポートなどの提出に際しては、氏名など必要事項の記入に漏れがないことを確認すること。
- ③ レポートなどについて、剽窃（ひょうせつ）などの不正行為を行ったと授業担当者が認めた場合は、筆記試験における不正行為と同様に扱う。
※ 「剽窃（ひょうせつ）」とは、引用などの適切な方法によらず、他人の文章を自分の文章の一部もしくは全部に用い、自分の作品として発表することを言う。

(4) 学業成績

学業成績は次のとおり評価します。秀、優、良、可は合格、不可は不合格です。合格した授業科目には、所定の単位が認定されます。

秀	100点～90点	優	89点～80点	良	79～70点
可	69点～60点	不可	59点以下		

- ・ 学業成績を「合格」、「不合格」で評価する授業科目もあります。
- ・ 欠席回数が授業開講回数の3分の1を超えた場合、試験に際し、不正行為を行った場合など、学業成績判定をうける資格がない場合は、「失格」と表示します。
- ・ 他大学などで修得した単位については、原則として「認定」と評価します。

(5) 学業成績の通知

成績通知日以降に学内のパソコンまたは自宅のパソコン、携帯端末などを利用して「成績通知表」を確認することができます。すでに修得した授業科目、当該学期に単位を修得した授業科目、単位を修得できなかった授業科目、及び学業成績判定資格失格科目が明示されています。

なお、学業成績について次の各号に該当すると学生が判断した場合には、指定の期間内に教務課に申し出た場合に限り照合を行います。ただし、土・日・祝日は受付できません。

- ① 成績の誤記入など、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの
- ② 「シラバス」などにより学生に周知している授業の到達目標や評価方法から明らかに成績評価について疑義があると思われるもの